

議案第 13 号

太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

太宰府市老人ホーム入所判定委員会の設置及び太宰府市地域水田農業推進協議会を除外することに伴い、条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和60年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

太宰府市福祉有償運送 運営協議会	福祉有償運送の円滑な運営を図るために、必要な事項について協議すること。
---------------------	-------------------------------------

」

を

「

太宰府市福祉有償運送 運営協議会	福祉有償運送の円滑な運営を図るために、必要な事項について協議すること。
太宰府市老人ホーム入 所判定委員会	老人ホーム入所措置に係る要否について審査すること。

」

に、

「

太宰府市健康づくり推 進協議会	市民の健康づくり運動を積極的に推進協議すること。
太宰府市地域水田農業 推進協議会	都市近郊の特性を生かした作物振興、水田利用及び担い手の育成を図ること。

」

を

「

太宰府市健康づくり推
進協議会

市民の健康づくり運動を積極的に推進
協議すること。

に改める。」

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。